

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成29年3月16日（木）

開催日時 平成29年3月16日（木） 午後2時00分～午後4時30分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
山田大輔 委員
高槻成紀 委員
三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
松原悦子 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
小林邦子 教育施策推進担当課長
相澤良子 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
星野賢二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
森田恒明 指導課長補佐
荒木忍 指導主事
横山明 指導主事
中村和哉 指導主事
永田達也 文化スポーツ課長
小川望 文化スポーツ課長補佐

書記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事
傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は高槻委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（9）及び、議案第62号から第67号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

事務局報告事項（1）市議会3月定例会について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（1）市議会3月定例会について報告いたします。

市議会3月定例会は、2月28日から3月28日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

はじめに、3月1日から3日までの3日間には一般質問、3月6日には代表質問がございました。一般質問は24人の議員から54件、代表質問は5会派から11件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、一般質問で15件、代表質問で3件ございました。

次に、3月7日から9日まで、一般会計予算特別委員会が開催され、「平成29年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は9日の午後に行われました。

教育部の審査終了後、討論が行われ、その後の採決で、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

14日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成28年度小平市一般会計補正予算（第6号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌15日には生活文教委員会が開催されましたが、教育委員会に関する審査はございませんでした。

なお、3月28日の本会議最終日にて、「平成29年度一般会計予算」、及び「平成28年度一般会計補正予算（第6号）」につきましての議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（2）定期監査の結果に対して講じた措置について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（2）定期監査の結果に対して講じた措置について報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

教育委員会1月定例会でご報告いたしました、定期監査の指摘事項に対しまして、講じた措置を、資料のとおり、監査委員に通知いたしました。

今後は、この措置を確実に実施し、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（3）小平市立小学校における学校給食に起因する集団食中毒について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（3）小平市立小学校における学校給食に起因する集団食中毒について報告いたします。資料No.3をご覧ください。

本年2月下旬に発生しました、小平第一小学校、及び小平第十一小学校の児童の嘔吐、下痢等による欠席につきまして、3月3日金曜日に東京都は、学校給食で提供した「キザみのり」を原因とするノロウイルスによる食中毒と断定いたしました。

今後、このような事態が起らないよう、教育委員会と学校が連携し、保健所等の関係機関にも指導・助言を仰ぎながら、再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

○坂本学務課長

それでは、資料をご覧ください。はじめに1の給食食材による食中毒の断定でございます。本件の発生からの経緯等につきましては、3月2日に開催いたしました教育委員会臨時会で報告いたしましたが、翌3月3日、東京都は多摩小平保健所の調査の結果に基づいて、小平第一小学校及び小平第十一小学校で提供をした給食の「キザみのり」に起因する食中毒と断定いたしました。多摩小平保健所の調査結果としましては、両校の患者の検便でノロウイルスが検出され、共通食は、給食であり、また、両校では製造者、賞味期限が同じ「キザみのり」を給食で提供していたことのほか、両校の患者の検便から検出されたノロウイルスと、立川市立小学校での食中毒患者

の検便や、立川市の給食食材の仕入れ先に保管されていた「キザミのり」から検出したノロウイルスの遺伝子配列が一致したことなどが挙げられております。

そして、これらの調査結果をもとに、断定をされたというものでございます。これに伴い、給食の供給停止の処分が措置されました。小平第一小学校は3月3日から3日間、小平第十一小学校は同日から4日間でございます。

次に、2の臨時保護者会の開催でございますが、学校及び教育委員会では、臨時保護者会を3月4日土曜日に両校を会場としまして開催し、あわせて100人余りの参加者がございました。内容としましては、これまでの経緯、対応、今後の予定等について説明をした後、児童の心のケアと学校での対応について学校長から説明をいたしました。

主な質疑でございますが、保護者からはノロウイルス感染の際の嘔吐物の処理方法に関することや、食材の製造元や卸問屋の衛生管理をどう確保していくのか。また他県や他市で先行して発生した食中毒の事例から事前に防ぐことはできなかったのか。そのほか、報道などに関する質問がございました。このように幾つかの質疑をいただきましたが、おおむねご理解をいただけたものと考えております。

最後に、3の今後の対策でございますが、まず(1)の給食の再開は東京都の措置が出され、給食食材として、納入された食品に原因があったことがわかり、給食室における衛生管理、調理方法や調理員には原因がなかったことが確認されました。このため、再度、学校における衛生状態の確認を行うとともに、両校の給食調理員等が多摩小平保健所の講習会を受講した上で、小平第一小学校は3月6日月曜日、小平第十一小学校は3月7日火曜日、給食を再開いたしました。

(2)でございますが、当面の再発防止策としましては、生の果実、ミニトマト、キザミのりなどの非加熱で提供される食材の使用を見合わせることにいたしました。また、引き続き学校においては、給食室の衛生管理や、調理員等の健康管理の徹底を図るほか、製造者や卸問屋に対しては、保健所が衛生状態を採点して交付する「食品衛生監視票」などの提出を求め、衛生管理の確認をまいります。

(3)の児童・保護者への補償でございますが、現在本件に関する児童の医療費や給食食材の廃棄に要した費用等の補償につきまして、学校の意見も聞きながら、できるだけ早く支払われる方法を選択できるよう調整を進めております。

(4)は出欠の扱いでございますが、嘔吐、下痢等で休んだ場合は、「出席停止」の扱いとして、欠席にしないこととしております。

(5)の学習につきましては、担任の先生に申し出いただき、欠席した児童には、必要に応じて個別に補習等で対応していくということでございますが、実際の対応は数件ほどであったと伺っております。

なお現在、教育委員会事務局では安全・安心な学校給食の信頼回復に向けまして、児童、保護者をはじめとする関係者にご納得いただけるよう、さらに再発防止のための検討を行っております。今後、保健所等の関係機関の助言をいただきながら、このたびのことにつきましての総括を

行ってまいります。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（４）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（４）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

平成29年3月15日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、14の小学校で、延べ73学級、179日。6つの中学校で、延べ38学級、65日でございます。

3月に入ってから臨時休業措置は2校のみという状況でございますが、小平市医師会からは市内においてB型の発生数は増加している旨の情報提供もいただいておりますことから、引き続き、学校とも情報を共有して対応してまいります。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（５）平成29年度中学校給食実施計画について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（５）平成29年度中学校給食実施計画について報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

平成29年度の平均年間給食回数は、生徒一人当たり183回を予定しており、最高予定回数は188回、最低予定回数は173回となっております。

今後も、学校給食における衛生管理の徹底と食の安全及び食育の推進に取り組んでまいります。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（６）東京都指定史跡鈴木遺跡の追加指定について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（６）東京都指定史跡鈴木遺跡の追加指定について報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

このたび、鈴木遺跡の範囲内でございます鈴木町一丁目390番地保存区、及び鈴木遺跡保存管理等用地の2か所について、2月23日に開催された東京都教育委員会で東京都指定史跡に新

たに追加指定されることが正式に決定され、3月9日に告示されましたので、ご報告いたします。

なお、3月30日の指定書交付式にて指定書が交付される予定でございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

今回報告いたしますのは、2件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（8）事故報告Ⅰ（2月分）について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事故報告Ⅰ（2月分）について、報告いたします。

今月ご報告する交通事故は小学校管理下で1件でございます。

中段をご覧ください。一般事故は小学校の管理下で2件、中学校管理下で3件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期と比べ、交通事故は同数の1件、一般事故は4件から5件と増加をしております。

それでは、交通事故の小学校①と小学校の一般事故①、中学校の一般事故③について、ご報告をいたします。

まず、小学校の管理下、交通事故の①、自転車との接触による事故です。

2月2日午前8時ごろ、登校中の4年生男子児童が、信号のある交差点で信号が青に変わったので横断歩道を渡ろうと歩き始めたところ、右方向から来た自転車と接触し、転倒しました。当番で登校の見守りをしていました保護者が気づき、警察に連絡するとともに、救急車を要請しました。保護者から連絡を受けた学校は副校長と担任で現場に向かいましたが、当該児童が既に保護者と一緒に救急車で搬送された後でした。

病院での診察の結果、右ひじ打撲との診断を受けました。当該児童は事故当日は学校を欠席しましたが、翌日からは元気に登校したと報告を受けております。学校では事故翌日に信号が青でも左右をよく確認してから渡るよう、改めて全校児童に指導を行いました。

次に、小学校一般事故①です。

休み時間中に渡り廊下の柱にぶつかり、前歯を破折した事故です。2月6日、3年生女子児童が中休みに、体育館への渡り廊下付近で、鬼ごっこをして遊んでいました。鬼から逃げる際に、渡り廊下の柱に顔をぶつけてしまいました。一緒に遊んでいた友達が付き添い、保健室に当該児

童を連れて行きました。養護教諭が口の中を確認したところ、前歯の1本が半分程度欠けていることが確認できました。当該児童と養護教諭はぶつかった場所に行き、欠けた歯を捜したところ、落ちていた歯を発見し、保存液に保管をいたしました。

来校した保護者とともに当該児童は病院で受診をしました。診察の結果、前歯破折との診断を受け、翌日以降歯をかぶせる治療を受けることとなりました。当該児童は受診後学校に戻り、通常どおり授業を受けたと報告を受けております。現在は通常どおり給食も食べられる状況でございます。

最後に、中学校の休み時間中における剥離骨折の事故でございます。

昼休みに友達と校庭でサッカーをして遊んでいた3年生男子生徒は、ボールを蹴る際に、足が絡んで転倒しました。その際、自分自身の左足の膝に左手が挟まり、左手の人差し指の爪をはがしてしまいました。当該生徒は強い痛みを訴えたため、養護教諭が同乗してタクシーにて病院に向かいました。診察の結果、左手人差し指剥離骨折と診断されました。学校では生徒朝会にて休み時間の遊び方について改めて指導し、それぞれの学級でも安全に関する指導を行いました。現在、当該生徒は通常どおり授業を受けております。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項（1）市議会3月定例会に関して、質問内容9と12、教員の業務に関する内容の質問の中で、小平市教育委員会が去年10月に教職員の勤務時間について調査を行いましたというような質問になっていますが、これはどういう目的で行ったのか。また、それは東京都の取組の一環として行ったのかなど、教えていただけますでしょうか。

○坂本学務課長

昨年の10月に試行的に教員の勤務時間の把握という形で調査いたしました。この目的ですが学校の労働安全衛生の関係で、長時間勤務をしている教員、1か月に100時間以上の時間外勤務をしている場合には医師による面接をする必要が生じてまいります。小平市の場合、学校ではそういう教員がいる場合には校長先生などを通して面接などの対応がされていますが、医師という形には至ってございません。そういったことから、まずは実態を把握したうえで、今後整備をしていく、そのための調査でございました。

なお、対象としましては小学校、中学校、各2校を選んでの実施ということでございます。

○三町委員

意図はわかりました。そうすると、労働安全という立場での動きということで、例えば文部科

学省でいうと業務改善とそれに関するような動きがあり、また東京都ではかなり前から、校務改善というような動きがあります。それとは関連していないと考えてよろしいでしょうか。

○出町教育指導担当部長

今回調査をする中で、実態が少しずつわかってきております。こういった時間に抑えているのかというようなこともわかってきていますので、今後、検討委員会を立ち上げる中で、校務改善につなげていく、そのような基礎の資料にしたいと思っております。

○三町委員

わかりました。この質問内容9にも書かれていますが、教員の労働時間が長いということで、OECDの国際調査では、参加国平均勤務時間が週39時間くらいのところ、日本の場合は週54時間くらいというような数字が出ていて、確かに重要な課題だと思っております。こういう形で把握をしていこうということは大変大事なことだと思っております。

一方であまり教員の労働時間が長くて大変だということだけでは一般の方には、その大変さをなかなか理解されないところでもあるのだらうとも思っております。大事なことは、学校はやらなきゃいけないことをきちんとやっていく。そのやらなきゃいけないことは、昔に比べてどんどん肥大化しているという状況で、それに掛ける時間は必要になってくる。その結果として、今こういう状況になっているのだらうと私は理解しておりますので、より学校は学校として機能していくためにも、しっかりと調べていただいて、学校の実際の校務、業務を含めて、どんなもので改善していくのか、具体的にしていただけたらありがたいと思っております。

答弁の中でもいろいろなことをしているということで、答弁されていますけれども、それが実際に機能的に成果が上がっているのかどうか、そういうことも実際のところなかなか見えてこない部分だらうと思っております。

こういうことを取っかかりとして、するべきだと思っておりますが、ある程度のスケジュールをもって、どれくらいまでに実態を把握して、そのための対応をどれくらいまでに行っていくのかということをはっきりさせながら行っていただき、それを定期的に知らせていただいて、その進捗についてもかかわらせていただけたらありがたいと思っております。

そういう意味で、大変重要なことだと思っておりますので、単なる労働安全の問題だけでなく、日本の学校教育の大きな課題にもつながることですので、積極的に取り組んでいただけたら思っているところでございます。

○高槻委員

関連で26ページの質問内容12の(3)について、教員の多忙化の原因はどのように捉えていますかという質問に対する答えですが、質問した人の意図は、なぜ先生がそんなに忙しいのかということをして市としてはどう捉えているかことだと思われま。これに対する答弁は、教員一人一人の職層や校内での役割が異なるから、多岐にわたると捉えているとなっております。この返答

の意図が私には理解できないのですが、補足していただくとありがたいです。

○出町教育指導担当部長

それぞれ多忙といいますが、教員一人一人によって、これは残って仕事をするを命じているわけではございませんので、それぞれ持っている仕事の分量だとか、役割によって違ってくると思います。例えば丸つけ等でも、ご自身がただ丸をつけて返してよしとする先生もいれば、丸をつけて一言書いてあげたいという先生もいると思います。そうすると、時間的な差というものが出てきますので、教員は児童・生徒が喜ぶ顔が見たい、力を伸ばしてあげようと思っておりますので、それぞれの先生方の一人一人の置かれている立場、それから思いによっても変わってくるのではないかとというようなことを含んだ答弁とお考えいただければと思っております。

○高槻委員

どんな職場でも、仕事の遅速ということもあるし、手際のいい人、悪い人、それから熱意が大きい、小さいということもあります。そういうことは特に答弁として答えるようなことではないと思います。今の学校の先生が、例えば20年前と比べて状況がどう違っているのではないかと、何か求められているものが変化したのではないかと、そういうようなことが知りたくて聞いているように私は思います。先生一人一人によって仕事が速い遅いとか、熱意などはここで答えるべきことではないように思いました。

○出町教育指導担当部長

おっしゃるとおり、時代の背景だとか求められているものというのは、違ってきていると思いますし、学校に対する求められているものというのは年々高くなってきているというふうには思っております。そういう中でも、例えば定時に帰る先生も実際にいるわけではございます。やったから残業代が出るということでもございませんので、その中で教員がどれだけ自分の仕事を切り回していくということも大切になってくるのではないかと思っております。

先ほど検討委員会というお話をさせていただきましたけれども、教育委員会ができること、それから学校ができること、また先生たち一人一人ができること、そういったような知恵を集めて、今後の改善が図れたらと考えております。

○有川教育部長

確かに昔の学校とは様相が大分変わってきているということはあるかと思っております。例えば地域との関係というのが、かつてはそんなに深くはなくて、今は欠かせない存在になっていると認識しております。それは大事なことですけれども、先生方もそれだけ余計に時間がかかるということはあるかと思っておりますし、またさまざまな情報が錯綜してくる中で、そういうものを処理していく時間というものも、先生方の負担になっていると思います。

それから、子どもに向き合っていく中で子どもへの対応であるとか、保護者の方への対応だ

とか、こういうことが多様化、複雑化しているというのが、昔の教育現場に比べますと、かなり増えているのではないかと感じております。

ただ、ここの答弁ではそういうことを、教育委員会として分析をして公表する段階には至っておりませんので、多様な原因はあるということでの答弁をさせていただいておりますけれども、実際にそういうような変化ということは、あるのではないかと感じております。

○高槻委員

まさにそういうことだと思います。例えばマスコミを通じて、今学校の先生がすごく忙しいと、昔とは違うというようなことを聞いて、その実態はどういうことなのか知りたいということではないかと察します。

三町委員がおっしゃったように、学校の先生の労働条件や労働環境は子どもたちの教育に直結していく問題です。現実に地域との問題などで非常に忙しくなっている。結局は子どもの教育に、はね返っていくような問題なので、教育委員会としても、こういう問題は分析が必要かもしれません、さっき言った例でいうと、昔と今とは何が違うのかについて共通認識を持つことによって、今度どうするかということを考える必要があります。そういうことからすると、この答弁はつぼを捉えてないという印象を受けました。補足ありがとうございます。

○森井教育長職務代理者

私は質問ではないのですが、質問内容14の中にもありました、子ども食堂について、私自身も2回ほど伺ったことがありますので、ご紹介と関わってくださった方への感謝の気持ちを込めて、意見として述べたいと思います。

私が伺った美園町の子ども食堂ですけれども、月に1回お食事を提供しているお店の休業日にお店をお借りして、民生委員の皆さんをはじめ、多くのボランティアの方々により開催されておりました。また食材は近隣の農家の方々からのお気持ちでいただいている野菜をはじめ、地域の方々の暖かいお気持ちにより提供されているものを使っているということで、私が伺った3月初旬にはその季節のものということで、ちらし寿司や、いただいたかき菜を使ったおひたしなどを、また防災備品のうちで期限の近づいたものを使ってつくられたクラッカー入りのお菓子など、さまざまな知恵と心のこもったごちそうばかりが提供されていました。

子ども食堂とはいえ、子どもだけが対象ではなく、親子で毎月来られる方や、ご高齢の方、中高生、そして地域の方々と、訪れる方はさまざまでしたが、月に1回、ここに来れば愛情のこもったおいしい夕食を食べることができるということは、心のよりどころとなると大変感心いたしておりました。来店された方は次の子ども食堂を開催できるよう、食材費として幾らかのお金を気持ちでお支払することになっておりますが、子どもたちがおいしそうに心のこもったごちそうをほおぼる姿に本当に心が暖まる思いでありました。

この場でボランティアやかかわってくださった民生委員の皆様、地域の皆様に感謝申し上げますとともに、このような活動が盛んになればという思いを込めて意見を述べさせていただきます

た。

○山田委員

先ほどの質問内容9と12に関連いたしまして、意見と申しますか、本当にこの件に関しましては、日本全体のどの職場、企業でも事件になり、報道でよく出されていて、こういう時代の流れで意見が出てきているということだと思います。

もちろん教育委員会としては、子どもを中心に教育現場、教師、そして地域との関わりになってくると思うのですが、その話だけではなく、教育委員会の皆様の多忙さも私は心配で、どの職場でも同じと思っておりまして、子どもを中心に、教員の負担軽減の結果が子どものためになる、そこがぶれないような解決策、方法であれば問題ないと思っておりますので、この後コミュニティ・スクールの件とかもあります、子どもを中心とした議論がなされるべきではないかと思っております。

私からの意見でございます。

○古川教育長

他にございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項(3)について、再発防止策をお話いただきました。当面は食材、物によっての使用禁止、衛生管理と健康管理の徹底ということ、それからこの最後の製造者、卸問屋等による確認の徹底というところは、具体的にこれはどういうことで再発防止策とするのか、説明いただけますでしょうか。

○坂本学務課長

今回の事案と申しますのが、でき合いの製品といったことで、それをどこまでこちらが安全なものであるかというのは、なかなか調べにくいところだと考えております。そういった中で、先ほど申し上げました食品衛生監視票というのは、製造者などが保健所に希望して、施設の衛生状態を調べてくださいといったときに、点数化して交付されるものでございます。こういったものを契約書の中に文言を入れて、確実に出してもらうことで、対応し、徹底するというところでございます。

○三町委員

書類を出してもらうということで、安全を徹底するというで、わかりました。

臨時会でもお話ししたと思うのですが、作られたものを購入しているので、どこでチェックをかけるのかというのは、これは今回の大きな課題だと思っていまして、これである程度抑えられるのか、正直少しまだ心配というのがあります。

というのは、この食中毒だけでなく、アレルギー関係でもアレルギー食材を扱っているところで別なものを調理するというようなこともあります。食中毒を含めた、アレルギー関連も今回のことで起こり得るということがわかったわけで、こういうことでのチェックである程度抑えられるのでしょうか。

○関口学校給食センター所長

これまで出していたいた食品衛生監視票については衛生面の部分を確認しております。それ以外に製造工程表、作業工程表、食品の成分表という3点があります。作業工程表及び製造工程表においてアレルギー物質の入っている食品をつくっているか、つくっていないか、といったようなことが確認できます。

食品の成分表にもその商品にアレルギー物質が入っているか入っていないかというのが書いてありますので、製造工程表、作業工程表、成分表を業者に提出してもらうことでアレルギー物質については、必ず把握できるようになっております。

○有川教育部長

今回、東京都の福祉保健局が調査の結果、判明したわけでございますけれども、報道でもされておりますように、乾物からウイルスが発見されるというのは、まれなケースだということを保健所からも伺っております。食品衛生上の表示を我々は信じて購入しているわけです。私どもで幾ら頑張っても衛生管理をしても、発生してしまったということです。この問題につきましては、エンドユーザー側で対応するというよりも、もっと大きな部分での衛生対策というのをさせていただく必要があるのではないかと感じておまして、保健所もそのような意識を持っていることは伺っております。

○三町委員

安全と安心は違うと、改めて思うところです。関連して、和歌山県の御坊市でも1か月以上前に食中毒が起こっていて、この立川等の問題が出てきたところに、情報として入ってきたと受け止めています。御坊市で発生したときに、保健所等では何か対応していたのか情報があれば教えてください。

○坂本学務課長

和歌山の御坊市で幼稚園や小学校等の給食で中毒がありました。800人余りだったと思います。これにつきましては、何が原因食材かというのは、なかなかわからなかったということは伺っております。それで、立川市でも2月28日に、多摩立川保健所が発表しまして、ノロウイルスに汚染された給食食材のキザミのりが原因である、ということが出てまいりました。この28日以前に小平市では2校におきまして、キザミのりを提供しているところでございます。これが

わからなかったというのは、その段階ではいろんな食材も扱っておりますし、御坊市、立川市、小平市の3市を比べて分かったというところでございます。特に、小平第十一小学校でキザミのりを保管しております、これが立川で使ったものと同じだったというのがわかりました。そういったことから、もつれた糸がほどけるように、どの食材が原因であったと断定されてきたというのを伺ってございます。

○三町委員

御坊市ではわからないまま、立川で発生していたということで、ようやくつながったということで、よくわかりました。ありがとうございます。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項(6)東京都指定史跡鈴木遺跡の追加指定についてというところですが、今回追加指定を受けたことで、目指している国指定に向けての道がさらに後押しされたのですが、国指定に向けてのスケジュールというものに変わりがあるのか、それとも、もともと進めていこうと思っていた予定に変わりはないけれども、今回指定を受けたことによってより後押しされたのかということをお伺いしたいと思います。

○永田文化スポーツ課長

今回、追加指定を受けたことによって、計画的に早まるということはありませんが、より勢いがつき、国指定に向けた力になるというようなことで認識しております。

○森井教育長職務代理者

今のところ国指定に向けてわかっているスケジュールや、市として行っていくもので示していただけのものであれば、お知らせいただきたいと思っております。

○永田文化スポーツ課長

平成28年度、研修棟の解体工事をいたしまして、来年度以降に残った建物、プールなどを壊していく予定です。それと並行して、総括報告書を作成しております、平成30年度に完成させ、最短で平成30年度の後半に国指定を受けられることを目指して進めております。

○森井教育長職務代理者

自分達の住む小平に国指定の史跡があるということは、子どもたちにはもちろん市民の皆様にとっても誇りになると思っておりますので、指定される日を心待ちにしています。よろしく願いいたします。

○高槻委員

将来的には一般公開とか博物館ができるとか、何かビジョンみたいなものはいかがでしょうか。

○小川文化スポーツ課長補佐

具体的な今後の活用につきましては、保存活用計画というものを策定いたしまして、市民及び有識者の意見等を聞きながら、進めていくこととなります。このため具体的なことについては、まだ何も決まっていないというのが現実ではございますけれども、現在、鈴木遺跡資料館で公開しているものに加えて公開すべきものがあるわけではございませんので、より広い方々に知っていただくことが課題になると思っております。国の指定を受ければ、それだけ国からの補助も受けられます。資料館の位置や内容がわかりにくいという意見もございますので、お見えになってもわかるような形でのサイン、あるいはインターネット上での情報公開、それからデジタル技術を活用した、よりわかりやすい遺跡の価値の周知、そういうことを進めていくということが、おむねプランとしてはございます。

まだ何にも決まっていないという中で、大体の方針としてはそういうことがあるということでございます。

○高槻委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員

同じく関連いたしまして、今いろいろと国指定に向けてのお話もいただいたところでございますけれども、こちらがもちろん小平だけのものではなく、国のものだけでもなく、世界を代表する遺跡になるのであれば、小平といたしましては、そこが一つの大きな観光スポットになっていく、それが大きな経済効果を生んで、行く行くは小平の人口が増えるというような、そんなビジョンを持ちながら、夢をもって、我々も一緒に見ていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○三町委員

事務局報告事項（５）平成２９年度中学校給食実施計画について、昨年もご質問したところですが、お聞きしたいと思ひます。

３、年間標準給食回数ですが、１年生で１７８回以上から３年生で１７０回以上とあるのですが、この標準の根拠と、それからこれが標準とされたのはいつごろなのか、教えていただけますでしょうか。

○関口学校給食センター所長

こちらは平成１７年度の中学校校長会における申し合わせ事項で、この回数に決めています。

○三町委員

そうすると、もう10年以上たっています。そのことを踏まえて、昨年も質問したのですが、学校間でまだまだ差が大きいです。指導課として、これを年間の教育課程の届けとの関連で、給食が実施されていないときには、その学校は何を午後しているのか、移動教室とかそういうところで食数が減るのはわかるのですが、ほかの学校と同じような教育課程を組んでいて、授業をしているはずなのに給食が少ないということであれば、どうしているのか、何か把握されていますでしょうか。

○荒木指導主事

授業時数については、学習指導要領で定められている授業時数プラス余剰時数20時間以上というところが指導課として確認しているところでございます。教育課程の届け出のときには給食の実施時数というところは、届け出の中には入っておりません。

○三町委員

把握していないということでしょうか。

○荒木指導主事

著しくほかの学校よりも給食の実施予定回数が少ない学校が、授業時数も少ないということは確認してはおりません。

○三町委員

小平第一中学校では1年生は181回、それに対して小平第二中学校は187回で、6回ということは1週間以上です。それで時数を確保しているということはどういうことなのかという、率直な疑問です。授業カットは実際にあるのかわかりませんが、午前中授業が多いからなのか、あるいは弁当を持たせているのか。そういうところをきちんと押さえていただいて、1週間以上ですから、少し疑問だと思っております。

確認として標準の根拠は別に給食予算を立てるための基準ではないということで増えても構わないということであるならば、中学校長会と話す機会を増やしていただいて、小平第三中学校が188回で、確か一番少ないところが180回。八日も食数が違うのは、2週間分違うみたいなものですから、何かのときに報告いただけたらと思っております。

○関口学校給食センター所長

年間の給食回数を学校から届けていただいて、この回数を把握しているところですが、この中でいうと、比較的定期テストの段階で食べさせて帰すか、食べさせないで帰すかというところでの差が大きく出ているという印象を受けております。

標準回数につきましては、給食センターとして最低限この回数以上は食べさせてくださいとい

うお願いをしております。

○三町委員

定期考査のときに食べさせる食べさせないということですが、目的が生徒の健康保持、増進や体格、体力の向上を図りというところですから、定期考査で午前中であっても食べさせていいわけです。そういうことも含めて、学校と話し合う機会があったら進めていただけたらと思います。

○山田委員

事故報告Ⅰにつきまして、管理下の小学校4年男子児童、登校中というところで自転車との交通事故でございますが、今回は横断歩道を渡ろうということでございましたが、関連として小平市の自転車の事故または自転車の盗難というものが非常に多いと、お伺いしております、例えば教育現場では、小平市内または市教委として、自転車の保険加入については、ご指導をいただいているのか、各ご家庭に任せているのか何かしらお考えがございましたら、お伺いできたらと思っております。

○出町教育指導担当部長

学校から積極的に自転車の保険というようなお話はないのかもしれませんが、自転車安全教室で、警察の方がいらっしゃって、指導したりするときに触れたり、PTAの活動の中でそういうものに触れるというようなこともございますので、保護者にお伝えするという場面は、全くないわけではないと思っております。

○山田委員

自転車の乗り方、交通ルール、その辺をしっかりとご指導いただけているということでございますので、自転車でも自動車でも、スピードを出さずに安全運転を心がければ、事故が未然に防げることでございますが、このところの全国的なニュースでも大変な事故につながっていることもありましたので、少し気になって確認したところでございます。引き続きまして、児童・生徒たちへの交通安全のご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

○古川教育長

次に、協議事項（１）平成２９年度小平市立小学校、中学の学級編制について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

協議事項（１）平成２９年度小平市立小学校、中学校の学級編制について説明いたします。
資料№.10をご覧ください。

平成２９年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として行います。

具体的には、平成２８年度と同様に、小学校第１学年につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、３５人以下での学級編制を行います。

また、小学校第２学年及び中学校第１学年は、東京都の学級編制基準に基づき、３５人以下での学級編制を可能とします。

なお、小学校第２学年は国の予算措置により、中学校第１学年は東京都の独自施策、いわゆる「中１ギャップ」対応加配措置により、可能となるものでございます。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数に変更はございません。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で協議事項（１）を終了いたします。

（協議事項）

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第５６号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第56号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について説明いたします。

東京都立学校職員服務規程について、校長及び副校長が口頭による事務引き継ぎを行うことができなくなるなど、事務引き継ぎに関する規定が改正されました。

これを受け、小平市立学校等教職員服務規程の事務引き継ぎに関する規定について、同様に改正を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第56号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第57号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○松原地域学習担当部長

議案第57号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

本案は、平成29年4月1日から、小平市第3次行財政再構築プランによる取組として、図書館機能のあり方の検討を行うため、新たに中央図書館に「推進担当」を設けることになったこと

に伴い、規定の改正を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第58号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、議案第59号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、議案第60号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、及び議案第61号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについては、同種の議案となりますので、一括して取り扱います。

提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第58号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、議案第59号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、議案第60号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、及び議案第61号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについては、同種の議案となりますので、一括してご説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、当該校4校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条第4項の規定により、学校経営協議会を置く学校として、指定の更新を行うものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

なお、当該校校長から学校経営協議会を置く学校として指定の更新を受けたい旨の申請は、資料のとおりでございます。

小平第四小学校は、平成20年4月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受け、平成23年4月、平成26年4月に指定の更新を受けましたが、平成29年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

この3年間の主な取組でございますが、地域愛を醸成するために学校支援ボランティアと協働した玉川上水の学習、自治会等の地域団体と連携した自転車安全教室、創立60周年記念行事の運営など、地域とともに、学校経営に取り組んでまいりました。

小平第八小学校は、平成23年5月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受け、平成26年4月に指定の更新を受けましたが、平成29年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

この3年間の主な取組でございますが、登下校の児童を見守る「子どもみまもりネットワーク」活動の充実、地域の自治会等と協議した「避難所管理運営マニュアル」の作成のほか、平成27年度にはコミュニティ・スクールや放課後子ども教室の活動が地域ぐるみの優れている活動と認められ「優れた『地域による学校支援活動』推進に係る文部科学大臣表彰」を授賞するなど、地域コミュニティと一体になった学校づくりに取り組んでまいりました。

小平第七小学校は、平成26年4月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受けましたが、平成29年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

この3年間の主な取組でございますが、保護者や地域と連携した「あいさつ運動」の実施、子どもたちの学習や生活の指導を定めた「七小スタンダード」の作成、家庭教育支援プロジェクトにより食育への取組など、地域の中学校とも連携した着実な取組を行ってまいりました。

小平第六中学校は、平成26年4月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受けましたが、平成29年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

この3年間の主な取組でございますが、夏季休業期間中の学習教室の実施、不登校生徒支援事業、地域の方や武蔵野美術大学と共同で行った「六中看板」の製作など、中学校区の小学校とも連携し、地域とともに歩む学校経営に取り組んでまいりました。

いずれの学校も、平成29年度以降においてもこれらの取組を推進・充実していくことで、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、平成29年4月1日に指定の更新を行うことが、望ましいと判断したものでございます。

なお、平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定が予定されてお

ります。コミュニティ・スクール制度の改正が見込まれておりますが、本議案につきましては、現行の制度にのっとり、指定の更新を行うものでございます。

また、この申請につきましては、本議案の議決をもって東京都教育委員会へ通知をいたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

質疑は、4件を一括して行います。

○森井教育長職務代理者

4校の申請書を見せていただいた上で、質問と意見を言わせていただきたいと思います。

まず、更新までの3年間に小平市学校運営協議会規則第3条第1項の規定にのっとり、指定の目的が達成されたのかどうかのわかりにくいということ。また、されなかった項目はどれであり、更新時に課題として示されているのかどうかということ。

また、更新までの3年間の取組の成果と課題は明確に示されているのか。また、その課題と新たな目標を解決するために、コミュニティ・スクールをどのように運営していくのが示されている必要があると思いました。

新規で指定を受けるときと更新とでは、申請の趣旨が違うと思います。例えばどの学校も指定を受けようとする理由の中に学校を取り巻く地域の特徴などを明記しておりますが、3年前の指定を受けようとする理由の単なるコピーであれば、いらぬのではないかと感じました。そのかわりに小平市学校運営協議会規則第3条の1から3までの3項目を今後どのように達成していくか、さらに更新していかなければならないかの理由を中心に書いていただいたほうが良いという感想をもちました。

指定を受ける書式と更新用の書式とは違うものが必要であると強く感じました。

○森田指導課長補佐

指定の更新につきましては、ご質問のとおり、コミュニティ・スクールとして目的を達したかということ整理して、各学校に申請を行うように、お願いして申請が上がってきたところでございます。どの学校も規則第3条1項に掲げてあります、学校の運営に参画することについて地域に開かれた、かつ信頼性のある学校づくりを行うこと。保護者及び地域住民の意向を学校運営に的確に配慮し、特色ある学校づくりを推進していくこと。3の保護者及び地域住民の学校教育活動に参画すること。

この3点については、従前から取り組み、十分今後も取り組むことが見込まれるところであり、さらに、今回の申請につきましては、また新たに何か新しいことを実施というよりは、今までの取組を充実していこうという趣旨で申請書が書かれております。次の課題へという、そういった動機は否めないところですが、今ある取組をさらに充実させていきたいという趣旨で書かれておりますので、これから3年間そういう意向で進まれるということで申請されてお

ります。

○森井教育長職務代理者

それと、小平第七小学校と小平第六中学校の更新について質問したいと思います。

コミュニティ・スクール指定を新規で受ける際に学校経営協議会の定例会は、それぞれ別々に開催することが条件であったはずですが、両校とも毎月共同で開催しているとの記載があります。事務局としてはどのようにご指導していただいたのでしょうか。

○森田指導課長補佐

学校経営協議会の運営でございますけれども、小平第七小学校と小平第六中学校は学校ごとにコミュニティ・スクールとしての個別課題を話し合う時間を設けまして、一旦各学校の個別の事案が終了した後に、合同で六中学校区全体の課題を話し合っていていただく、そんなような運営で毎月行っています。会場につきましては、小平第七小学校と小平第六中学校を交互に会場にしまして、開催してございます。

○森井教育長職務代理者

合同開催ということを私たちは事前には伺っていませんでしたが、合同開催に取り組む中でよさを感じられたというような記載があれば、私たちも理解するところですが、例えば小学校と中学校の違いや、直面する課題、また取組の独自性などが同日短時間の中で、担保されているのでしょうか。

○森田指導課長補佐

おっしゃるとおり、小学校の課題と中学校の課題は全く違うものも多くございますが、その中で実際の学校経営協議会の会議では、限られた時間の中で話し合っていておりますけれども、個々の小平第七小学校、小平第六中学校もプロジェクトごとの活動というのを学校協議会の会場以外でしてございますので、その中で委員の方が集まって課題を話し合う場を別途設けております。このプロジェクトで話し合っていて、さらに学校経営協議会の会議の中では各学校で全体の話題等を話し合い、最後に中学校区全体の話題を話し合うと、そのような形で運営しておりますので、ご指摘の各学校の課題というものでは捉えているということで、報告を受けております。

○森井教育長職務代理者

どちらの申請書にも合同開催ならではの成果や課題などが見てとれませんが、小平第七小学校には小平第七小学校の、小平第六中学校には小平第六中学校の地域があり、重なる部分があったとしても同一のものではないわけで、年に何回かの連絡会が必要であることは認めますが、合同開催の前の時間に別々に行うこと、委員の皆さんにも時間的にもかなり負担がかかると思いますけれども、そういった点については、どのようにお考えなのでしょうか。

○森田指導課長補佐

おっしゃるとおり、所属する学校経営協議会の学校以外にも中学校区全体の話題を話し合うという意味では地域の方の負担が大きいとは思いますが、地域で子どもを見守るという取組を中学校区全体で進めております。委員の皆さんだけでなく各小学校、中学校の保護者を巻き込んだり、学校の取り巻くスクールカウンセラー、教員など、そういった多くの学校の支援者を巻き込んだ事業を、コミュニティ・スクールとして実施して教育活動の充実を、新たに更新する3年間に取り組んでいこうということで、各学校は計画を進めているところでございます。

○森井教育長職務代理者

そうであれば3年間の実績の中に合同開催のメリットとデメリットを把握した上で、これから合同開催をしていきたいというのであれば、その旨が文書に示されているべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○森田指導課長補佐

小平第六中学校につきましては、申請書10ページのイ、学校経営協議会の運営のところ、小平第七小学校と、ここでは小平第十一小学校も参加している状況も書いてありまして、今後また本校にとって有意義な会議にしたいというような記載がございます。

小平第七小学校につきましても、最後ページのウ、中学校連携というところで、学校経営協議会を行ったことで本地区の課題を共通理解してさまざまな活動を行うことができた。(2)課題というところで、両校の教育活動のどちらに関わっている委員もいる、そういったところを工夫しながら、また人材の発掘を行っていく等の課題を整理した記載があるところでございます。

○森井教育長職務代理者

今、お聞きしたようなことで合同開催ということが必要であるのであれば、今後私たち教育委員会のこの場でというだけではなくて、地域の人たちにも説明ができなければいけないと思います。市内中学校8校の中でコミュニティ・スクール指定を受けているのは現在のところ小平第六中学校だけということですが、中学校区型のコミュニティ・スクールを目指していると申請書には記載がされていますけれども、まずはそれぞれがコミュニティ・スクールとしての基盤を築き、また小平第七小学校と同じく小平第六中学校区内の小平第十一小学校がコミュニティ・スクール指定を受けた上でないと、性急な取組は校区内の保護者、地域の不安を生むことにもつながるのではないかと懸念をもっております。

市内の中学校のコミュニティ・スクール指定の先駆けとしての小平第六中学校の今後または今までの活動、そして今後のコミュニティ・スクールとしての取組について配慮を求めていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○森田指導課長補佐

全くご指摘のとおりだと思います。ご案内のとおり、平成29年4月からコミュニティ・スクールの制度が改正するということが文部科学省から情報を得ております。その中では、二つ以上の学校に一つの協議会を設置することができるほか、学校間の連携であるとか、そういった趣旨のものを盛り込まれると聞いてございます。そういった法改正を踏まえて、またコミュニティ・スクールのあり方等を検討しながら進めていきたいと考えております。

○三町委員

コミュニティ・スクールに関連して、小平第六中学校について、中学校は小平市内1校ということで、期待をしているところであります。多摩地区ではなかなか中学校でやるという声が挙がってきません。それは簡単に言えばメリットが見えないということをよく聞きます。労務のほうが増えるのではないかと、ところでなかなか増えていかないかと思えます。

その中で小平第六中学校が積極的に取り組んでいるということは大変ありがたいことで、本当に成果が出て、そして地域の方も理解されて、学校中心で動いていけるのは大変期待を、それこそ本当に期待を大きく持っているところでございます。

その中で一つ気になっているのは、小平第六中学校が最初に申請したときに、こだわっていたと思うのは小平第六中学校区を意識されていまして。今回もそれに向けているようですが、先ほどもありました基本は学校のコミュニティ・スクールで、例えば三鷹市のように、通学区域を変えて、中学校1校に対して小学校二つというような形にきちんとした形で進められています。

今の段階で個人的に小平市の中学校と小学校の場所を見たときに、物理的にできないのではないかと私は思っています。今の小平第六中学校であっても小学校が2校だと言いますが、小学校にとっては小平第六中学校だけではありません。そういう形で学校を切られて、一つのコミュニティだと言われても、それは無理が現状ではあると思っています。だから、基本は中学校単独としてはきちんと進めていただくということを今後もやっていただきながら、事務局で今後は設置の方向に向けて努力していくための方法として、学区域をどうするかとか、そういう大きな問題として考えていかないと、結論は出ないのではないかと思います。

校区型と言われても小平では現実にはできないと考えたほうが良いのではないかなと私は思っています。

○森田指導課長補佐

三町委員のおっしゃることは理解しております。また今後の課題もあるということは承知しております。そのことに加えて、小平市の小・中連携教育も進めておりますので、小平第六中学校区は、小平第六中学校区と小平第七小学校と小平第十一小学校で、平成24年度から進め、中学校区の特徴がある取組を行っておりますので、その連携も踏まえ、そういったことも考慮しながら、コミュニティ・スクールの取組も進めていかなければと捉えております。

○三町委員

わかります。コミュニティというのは一つのネットワーク、枠に入れるわけです。だから、連携は大事なのです。小・中連携として、小平第六中学校と小平第七小学校、小平第十一小学校にはしっかりと連携しながら子どもを育てているための方策を先生同士が考えて、方向を同じにしていく、それがそれぞれの根拠になるわけです。

連携は今後もこの小平第六中学校としてのコミュニティ・スクールの中で小・中連携を大事してもらいたいし、小平第七小学校は小平第七小学校として中学校との連携を大事にもらいたいです。それとコミュニティ・スクールという形でのものは、いかがかなということです。ネットワークとしてのコミュニティ・スクールとは違うのではないかという線は、今度は事務局の中で具体的に国の内容だとか、あるいは東京都が考えるもの、そういうものも精査しながら小平市でどのような形がいいかをしっかりとつくっていただいて、学校に投げかけていただいて学校が参加してくる、そういう形をつくってもらえたらありがたいと思っています。

○出町教育指導担当部長

今、三町委員がおっしゃったとおり、連携につきましては、どちらかというとも教員主導で指導方法の改善だとか、そういうことで今後充実をさせていきたいと思っております。ただ、コミュニティ・スクールにつきましては、地域の方のご協力、ご理解がないと、できないこともございますので、今後コミュニティ・スクールを増やしていくというような方向性の中で十分その辺は地域の方にもご理解いただき、私どもも国や、他の地域の動きも見ながら、進めていきたいと思っております。

○山田委員

今までも委員の皆様いろいろとご意見等があったと思いますけれども、4校のを読ませていただきまして、各学校の成果とか課題など、もちろん地域が違うのでさまざまだとは思いますが、このコミュニティ・スクールを通して何がどう地域が、または児童・生徒が、教職員が、保護者がどう変化したかというところが、コミュニティ・スクールをやってきた中で、見えてこない文章です。

このコミュニティ・スクールを推進していく上で、各指定学校にどのようなご指導をいただいているのでしょうか。質問をさせていただきたいと思えます。

○森田指導課長補佐

指導というお話ですけれども、各指定校、それぞれの組織をもってございまして、さまざまな取組を行っております。それぞれのコミュニティ・スクールの会議にお邪魔して、お話を聞いたり、我々から説明をしたり、そういったことを毎回、指定校8校に出向いてお話ができればいいのですが、全ての学校に行けないという状況もございまして、必要に応じてコミュニティ・スクールの方からお声をかけていただいて、実際にお邪魔して説明をさせていただくというのが実態でござ

います。

その中で生活指導や、学校運営や、学校行事の問題とか、その都度いろいろな議題に対して、事務局としてご説明する依頼がございますので、お話をさせていただいております。また例月のコミュニティ・スクールの会議の議事録を月ごとに送っていただきまして、それを拝見して、その中で課題があると気付いた点や、またここは教育委員会ではどう考えているかというようなご相談もがございますので、そういった形で適時かかわっていくというところでございます。

具体的には本年度については私自身は3校にお邪魔しております。例えば生活指導の課題として、帰宅が遅い児童がいる、そういったときどうすればいいのかという、議題をコミュニティ・スクールとして議論されておりまして、そのときに委員の皆さんのご意見を伺ったり、こちらからご説明をしたり、そういうような形をさせていただきながら、コミュニティ・スクールの運営にかかわっているというところでございます。

○山田委員

ありがとうございます。もっとコミュニティ・スクールのあり方として地域における学校、地域の背景というものが市内でもいろいろ大きく違うと思います。この地域の子どもにこうなってもらいたい。だから手法としてコミュニティ・スクールに取り組むべきという流れが大事で、コミュニティ・スクールがあるからやってみようではなく、何のためにするのかというと、地域ごとによって大きく背景がそもそも違うということだと思っております。

その中で、せっかくコミュニティ・スクールというものを今コミュニティが細分化している中で、まとめていこうと、とてもいいコミュニティのあり方、コミュニティ・スクールのあり方になってくると思っていますので、それが大きく分けて、子どもにとっての益、教職員にとっての益、保護者にとっての益、そして地域にとっての益と、大きく分けて四つの益というものをもっと感じた上で、それをしっかりと、これまであった3年間というくくりの中で大きく四つをしっかりと分析して行って、その成果が上がっていないならば、どうすればいいのか、ここの部分はここの目的に向けてこうなったから、目的達成した。

そういったもっと全体のくくりの中で書類からは見受けられることが、なかなかできないという部分を感じられましたので、結局それぞれの地域の足りていない部分、それを補う、このコミュニティ・スクールで補って、それぞれの例えば学校の中での負担軽減につながる、先の教職員の残業の件もありましたけれども、このチームの組織で動くことで、よりよい教育、それが市内の児童・生徒のためになる最大の目的に達成するためのコミュニティ・スクールというものをもっと大きく捉えた上でしっかりと成果、課題というものがもっと明確化していくのではないかと、そのように感じて読ませていただきました。

意見でございます。

○有川教育部長

この制度につきましては、当然この教育委員会で議決をしていただくという内容でございます

ので、コミュニティ・スクールのあり方を今後どうしていくのかという話であるとか、効果を検証していくということは大事なことだろうと認識しております。

一方でコミュニティ・スクールの成果の表し方ですが、地域に開かれた学校をその地域なりの方法でつくっていくということで、自主的、自立的にくみ上げていくような制度になっていると認識しておりますので、学校の負担ということも含めまして、そのあり方につきましては、今後検討していく必要があると捉えているところでございます。

○古川教育長

質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

討論を終結し、採決を行います。先ほど委員の皆さんから、たくさんの意見があったことを十分に踏まえてください。

それでは、はじめに、議案第58号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

次に、議案第59号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

次に、議案第60号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

次に、議案第61号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

午後3時43分 休憩